

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年10月10日

秋田市議会議長 菅原琢哉

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和5年秋田市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(第2号様式)により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条および第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議会事務局において、執務時間中に行うことができる。

- 2 閲覧に係る報告および訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 閲覧に係る報告および訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

- 2 前項の費用の額は、複写機による写し(日本産業規格A列3番以下で単色(黒)刷りで複写したものに限る。)の片面1枚につき10円とする。
- 3 第1項の規定により負担しなければならない費用の額は、条例第4条第2項の規定による写しの交付の際に徴収する。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、秋田市の休日(平成元年秋田市条例第32号)第1条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日にあたるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号 請負状況等報告書（第2条第1項関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

秋田市議會議員 \_\_\_\_\_

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度)に支払を受けた額 (円)

支払を受けた総額	円
----------	---

(注)契約金額および支払を受けた額は消費税および地方消費税込みの額を記入

様式第2号 訂正届（第2条第2項関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

秋田市議会議員 \_\_\_\_\_

訂正届

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号 複写申込書（第5条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

複写申込書

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲